

中小企業大学校の受講促進助成制度交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 トラック運送事業者の経営者、管理者等が中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の強化を図ることを目的に、全日本トラック協会（以下「全ト協」という）と協調し助成事業を実施する。

(受講対象者)

第2条 秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300名以下）の経営者、後継者及び管理者等とする。
なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者等も対象とする。

(対象校他)

第3条 対象校、対象講座、受講定員、受講手続き等については、全ト協の規定による。

(受講費の助成)

第4条 受講料について、受講者所属の事業者、秋ト協、全ト協が各3分の1の割合で負担する。
これにより、秋ト協は受講料の3分の1の金額を助成する。

(助成方法)

第5条 助成を受けようとする場合は、事前に「中小企業大学校受講促進助成金交付申請書（事前申請）」を、秋ト協へ提出する。

(助成金の請求)

第6条 受講が終了した時は、「中小企業大学校受講促進助成金交付申請書（実績報告書・助成金請求書）」と、受入れ決定通知、受講料の領収書、受講修了書の各写しを添えて秋ト協へ申請する。

《附則》

1. この要綱は平成20年4月1日から適用する。
2. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。